

第2回由利本荘総合防災公園管理運営計画検討委員会 事前配付資料

※次回検討委員会前までに、下記事項について各団体等でご協議いただき別紙「計画(案)内容修正提案書」を事務局まで提出いただけますようお願いいたします。(提出期限 5月10日(火)必着でお願いいたします)



各施設の運営方法や利用規則の方針について、指定管理者に求める市の考え方を記載しております。
各団体等でご協議いただき、各施設ごとの運営方法及び利用規則の方針について修正加筆をお願いいたします。



休館日、開館時間、利用料金、減免等について事務局案を記載しております。
各団体等で内容を協議いただき、項目ごとにご意見をお願いします。
※従前と違う箇所及び重要な箇所は赤字表記としております。



市が今後設立及び普及を目指す取り組みを記載しております。

施設の利用方法・運営方法の検討について

想定される主な利用方法

東北地方でも大規模な面積を誇るメインアリーナでは、bjリーグをはじめとしたプロスポーツの興行のほか、大規模スポーツ大会、コンサートや展示会などの利用も期待されます。また、屋外施設では、臨時駐車場や多目的広場などを活用することにより、地域の賑わいづくりや活性化にも寄与します。このようなことを踏まえ、それぞれの施設での利用方法を想定し、運営内容等を検討します。

(仮称)由利本荘アリーナ	
アリーナゾーン	
施設名称	想定される主な利用方法
メインアリーナ	市民利用、大会利用、イベント・興行利用、見本市・展示会・コンベンション利用、会議・集会利用、個人開放事業、自主事業の利用など
サブアリーナ	市民利用、大会利用、イベント・興行利用、見本市・展示会・コンベンション利用、会議・集会利用、個人開放事業、自主事業の利用など
武道場(剣道・柔道)	市民利用、個人開放事業・自主事業の利用など
トレーニングルーム	市民利用、自主事業の利用など
スタジオ	市民利用、自主事業の利用など
多目的室	市民利用、自主事業の利用など
(仮称)由利本荘アリーナ	
コミュニティゾーン(コミュニティ施設兼簡易宿泊施設)	
施設名称	想定される主な利用方法
会議室	市民利用、自主事業の利用など
多目的室	市民利用、合宿利用、自主事業の利用など
屋外施設等	
施設名称	想定される主な利用方法
屋根付きグラウンド	市民利用、大会利用、自主事業の利用など
多目的広場	イベント・興行利用など
臨時駐車場	駐車場利用、イベント・興行利用、消防訓練大会練習など

アリーナ(メイン、サブ)、武道場(柔道場、剣道場)に関する運営内容

(1)各諸室の稼働率向上に関する事項

○アリーナなどの各諸室の稼働率向上に努め、営業や広報活動、貸出時の支援サービス等を通じ、市民等の利用団体が利用しやすい環境を提供します。

(2)大会や興行等の誘致

○体育協会、各種競技団体等と連携し、東北大会規模以上のスポーツ大会やトッププロ等の試合など、「観る」スポーツ並びに文化的興行などの誘致に積極的に努めます。

(3)個人開放事業の実施

○市民等の気軽なスポーツ参加を促進することを目的として、比較的、予約の少ない枠を活用し、バスケットボールやバレーボール、卓球、バドミントンなどの個人開放事業を実施します。

○個人開放事業では、指導者を配置するなど、利用者へのサービスを踏まえた事業とします。

トレーニングルームに関する運営内容

(1)トレーニング指導業務

○トレーニングルームにおいては、スポーツトレーナーを常駐配置し、利用者の運動指導を行います。

○トレーニング機器の安全な利用方法を利用者に指導するとともに、特に、初めて利用する者に対しては、初心者講習会を開催するなど、安全な運動の支援を行います。

(2)利用者の相談業務

○インターバル速歩の指導や健康、体力づくりなどの個別の相談業務を利用者の依頼に応じて実施します。

(3)安全管理業務

○トレーニング機器は、始業点検を行うなど、常に安全かつ清潔に正しく使用できる状態を維持し、適時、整備及び清掃を行います。

○異常が認められた場合は、速やかに適正な措置を講じます。

スタジオに関する運営内容

(1)稼働率向上に関する事項

○稼働率向上に努め、営業や広報活動、貸出時の支援サービス等を通じ、市民等の利用団体が利用しやすい環境を提供します。

(2)個人開放事業の実施

○市民等の気軽なスポーツ参加を促進することを目的として、個人開放事業を実施します。

○個人開放事業では、指導者を配置するなど、利用者へのサービスを踏まえた事業とします。

屋外施設に関する運営内容

(1)稼働率向上に関する事項

○屋根付きグラウンドの稼働率向上に努め、営業や広報活動、貸出時の支援サービス等を通じ、市民等の利用団体が利用しやすい環境を提供します。

(2)安全管理業務

○多目的広場や屋根付きグラウンド等の整備を日常的に行い、利用に支障のない状態を維持します。

○天候等の状況を把握し、雷などが発生した場合は、速やかに屋内に利用者を退避させます。

コミュニティ施設に関する運営内容

(1)貸室業務

○諸室の適正な貸出業務を実施します。

(2)宿泊関連業務

○コミュニティ施設は、宿泊機能を有する施設として使用することもできることから、各種競技スポーツ大会などの利用を通じて積極的に誘致を行い、利用促進に努めます。

(3)宿泊者の対象

○宿泊の予約にあたっては、市の体育施設、コミュニティ施設の団体利用者であることを前提とし、これらを伴わない宿泊のみの利用予約は認めないものとします。

(4)受付・案内に関する業務

○宿泊施設の受付については、他の諸室と同様の予約受付を行います。

○チェックインは午後3時～6時、チェックアウトは午前8時～10時を原則としますが、利用者の利便性を考慮して柔軟に対応することとします。

○宿泊者に対しては、各室の入退室に必要なキーの管理及び交付を行います。

(5)宿泊室の管理

○各室における、寝具(リネン)の整備、室内の清掃、管理を行い、衛生的な空間を提供します。

(6)浴場の管理

○宿泊者がいる場合は、浴場の湯張り、清掃、整備を行います。

○浴場は、利用者の割合により、適宜男女の使用を案内します。

(7)食事の提供

○宿泊利用がある場合は、朝・夕食の提供が行えるようにします。(ただし、宿泊者の意向により、それらを必要としない場合は、この限りではない。)

(8)警備業務

○宿泊者がいる時の夜間警備は、機械警備だけでなく、有人による警備を行います。

○災害や事故発生時は、宿泊者の避難誘導を的確に行います。

利用規則の方針

(1) 利用者の利便性の確保とサービスの向上

○公共施設としての安全性、公平性、平等性及び効率性を担保しつつ、利用者の利便性の確保と多くの人に親しまれ、利用される施設となるようサービスに努めます。

(2) 貸館事業の推進

○本施設の効率的な運営に必要な使用料収入を確保するため、積極的な広報と営業活動を展開します。

利用規則の内容

(1) 休館日、開館時間の決定方法について

○休館日及び開館時間は、近隣類似施設の現状及び市民利便性を考慮し、**市が条例及び規則に定め、そのとおりとします。**

ただし、指定管理者は、市の承認を得て、休館日及び利用時間を変更することができるものとします。

★ (参考) 他市体育施設の休館日について

○休館日は、定期メンテナンスを実施するための定期休館日および年末年始が一般的であり、現状、定期休館日は週1日から月1日～2日程度に変わりつつあります。

★ (参考) 県内主要体育施設休館日

	休館日	年末年始休館日
由利本荘市総合体育館	毎月第2・第4月曜日	12月29日～1月3日
秋田県立体育館	特別メンテナンス期間(不定)	12月29日～1月3日
秋田市立体育館	整備期間(月1回不定)	12月29日～1月3日
大館樹海体育館	メンテナンス期間(年3回6日間)	12月29日～1月3日
能代市総合体育館	無休	12月28日～1月4日
横手市増田体育館	毎週月曜日	12月29日～1月3日

(2) 休館日(案)について

○県内の主要な体育館では、年末年始のみ休館日を定め、施設のメンテナンス等による不定期の休館日を設けているところが大半です。

○(仮称)由利本荘アリーナは、他市の状況及び市民の利便性を鑑み、**休館日を月1回および年末年始(12月29日～1月3日)**とします。

○月1回の休館日は不定期とし、各種大会および合宿等と調整し決定するものとします。

★ (参考)住宅街に立地する体育施設の利用傾向 (全国的な傾向)

	平日	土曜日	日曜日・祝日
午前 (9:00～12:00)	多い	多い	多い
午後 (12:00～16:00)	少ない	普通	普通
夕方 (16:00～19:00)	普通	少ない	少ない
夜間 (19:00～21:00)	多い	普通	非常に少ない

○午前中の傾向は、平日では高齢者層・主婦層が多く、土日になると高齢者層が大きく減り、社会人や子どもが増えます。

○午後は一旦利用者が減ります。平日の夕方は学校帰りの子どもたちが増えますが、土日祝日ではこの傾向はありません。

○夜間は、会社帰りの社会人で利用が増加しますが、金曜日は少ない傾向です。

○土曜日にも夜間の利用はそれなりにありますが、日曜日・祝日は非常に少なく、首都圏のいくつかの公共体育施設では、日曜日・祝日は、18～19時には閉館してしまう施設も見られます。

★ (参考)由利本荘市内主要体育施設の日曜日・祝日夜間 (19:00～21:00) の利用率

	平成26年度	平成27年度
由利本荘市総合体育館(メインアリーナ)	97%	98%
由利本荘市総合体育館(サブアリーナ)	82%	90%
本荘コミュニティ体育館	56%	92%

★ (参考)県内主要体育館開館時間および貸出時間基準

	開館時間	貸出時間基準
由利本荘市総合体育館	9時00分～21時00分	1時間単位
秋田県立体育館	9時00分～21時00分	1時間単位
秋田市立体育館	9時00分～21時00分	1時間単位
大館樹海体育館	9時00分～21時30分	1時間単位
能代市総合体育館	9時00分～21時30分	1時間単位
横手市増田体育館	9時00分～22時00分	最初4時間(以後1時間単位)

(3)開館時間(案)について

- 県内の主要な体育館では、全ての体育館で9時開館であり、閉館時間は21時00分から22時00分までとなっています。
- 次の(4)時間利用区分を考慮するとともに、開館時間が長く設定すると指定管理料及び光熱水費等に影響を及ぼすことから、(仮称)由利本荘アリーナは、**開館時間を9時30分～21時30分**とします。
- 日曜祝日における19時以降の開館については、由利本荘市総合体育館及び本荘コミュニティ体育館の利用率が高いことから、開館後の利用状況を確認し、平成31年度以降の方向性を市と指定管理者で協議し決定することとします。

(4)時間利用区分について

- 1時間単位の貸出ではなく、**時間利用区分での貸出**は、施設の稼働率向上にもプラス要因となることから現在、全国の多くの体育施設で貸出を実施しております。
- (仮称)由利本荘アリーナでは**下記時間帯枠(2時間30分)の貸出**とし、利用者団体の入替り時間を設けることでトラブルの防止を図ります。
ただし、会議室として使用が想定される施設に関しては、利用者の利便性を考慮して1時間単位での貸出とします。

時間枠設定(案)

午前枠	午後枠1	午後枠2	夜間枠
9:30～12:00 2時間30分	13:00～15:30 2時間30分	16:00～18:30 2時間30分	19:00～21:30 2時間30分

時間枠対象施設

アリーナゾーン	メインアリーナ、サブアリーナ、剣道場・柔道場、スタジオ
	更衣室3・4(プロスポーツ控室) 諸室(主催者室・医務室・審判控室)
コミュニティゾーン	調理室
屋外ゾーン	屋根付グラウンド

但し、興行や各種大会等開催時の開館閉館時間は主催者と協議し柔軟に対応します。

(5)メインアリーナ・サブアリーナにおける週末の利用割合について

- メインアリーナは、プロスポーツ、イベント、各種大会利用を主として貸し出しを行います。月1週末を基本として一般(団体)利用や個人利用に割り当てます。
- サブアリーナは、一般(団体)利用や個人利用を主として貸し出しを行います。

利用割合(案)

メインアリーナ	
プロスポーツ・イベント・各種大会利用	40週末以内
一般(団体)利用及び個人利用	上記以外の週末(平均:月1週末)

サブアリーナ	
イベント・各種大会利用	16週末以内
一般(団体)利用及び個人利用	上記以外の週末(平均月3週末)

(6)連続利用日数について

○公益性に影響を及ぼさない範囲での**連続利用日数(最大1週間)**を認めることとします。

(7)利用料金について

○貸館事業の利用料は、**施設利用料と設備等利用料**とします。

○利用料の割増は、**営利的利用、興行利用、商品展示会、施設の目的外利用等**に対して行うものとします。

○土日及び祝祭日の利用料金は、利用者の増加に伴う人員の配置及び職員人件費を考慮して**平日利用料金から2割増し**とする。

(8)利用料金の決定方法について

○利用料金は、近隣類似施設の現状を考慮した**料金設定を市が条例及び規則で定め**、その**金額を上限として指定管理者が市の承認を得た上で設定**します。

★ (参考)由利本荘市総合体育館の利用料金等及び反映方針

	利用料金等	(仮称)由利本荘アリーナへの反映方針
メインアリーナ:一般(団体)利用	510円/h(全面) 260円/h(半面)	半面利用の場合は、260円でバスケットコート1面を借りられ、スポーツ教室などの自主事業にも影響が出ると考えられることから、市民利用のバランスも踏まえつつ、 県内主要体育館の料金等も考慮し決定 します。
メインアリーナ:興行利用	1,020円/h(全面)	秋田市立体育館が49,980円/h、能代市総合体育館が36,960円/h、大館樹海体育館が36,000円/h であることを考えても、営利目的の料金については、県内主要体育館とのバランス等を考慮し決定します。
冷暖房	利用料金の20%	利用料金が安価なため、採算割れ している状態です。 少なくとも実費に近い金額とします。
備品利用	無料	放送設備や椅子などの競技用以外の 備品を使用する場合の料金設定を新たに新設 します。 ただし、バスケットゴールやバレーのポールやネット等の競技用備品については、利用者の利便性を考慮し無料とします。

★ (参考)由利本荘市内体育施設利用料金

アリーナ(一般(団体)利用)	410円/h(全面) 200円/h(半面)
アリーナ(興行利用)	820円/h(全面)

★ (参考)県内主要体育館メインアリーナ全面利用料金比較表

	一般(団体)利用/1時間	興行利用/1時間	アリーナサイズ
由利本荘市総合体育館	510円	1,020円	バスケットコート2面
秋田県立体育館	1,580円~3,140円	23,660円~62,510円	バスケットコート2面
秋田市立体育館	1,540円	49,980円	バスケットコート3面
大館樹海体育館	1,500円	36,000円	バスケットコート3面
能代市総合体育館	2,310円	36,960円	バスケットコート2面
横手市増田体育館	537円~787円	5,250円~10,500円	バスケットコート2面



バスケットコート1面あたりに換算

	一般(団体)利用/1時間	興行利用/1時間
由利本荘市総合体育館	260円	510円
秋田県立体育館	790円~1,570円	11,830円~31,250円
秋田市立体育館	510円	24,990円
大館樹海体育館	500円	12,000円
能代市総合体育館	1,150円	18,480円
横手市増田体育館	260円~390円	2,620円~5,250円

★ (参考)秋田県武道場(小道場・剣道場・柔道場)利用料金

	一般(団体)利用/1時間	面積
秋田県立武道場	1,650円	33m×16m

※由利本荘アリーナ剣道場・柔道場と同面積

★ (参考)県内合宿施設宿泊料金

	小中学生	一般
トレーニングセンター(秋田市)	1,230円~1,550円	2,080円
アリナス(能代市)	1,530円	2,550円

(9) 基本となる一般(団体)施設利用料金(案)(1時間単位)

アリーナゾーン	利用者種別等	利用時間帯	利用面積	金額	全面利用時(参考)
メインアリーナ	アマチュアスポーツ (入場料なし)	平日9:30~12:00 (午前枠)	1/4面 (バスケット1面)	660円	2,640円
サブアリーナ	アマチュアスポーツ (入場料なし)	平日9:30~12:00 (午前枠)	1面 (バスケット1面)	660円	
剣道場・柔道場	アマチュアスポーツ (入場料なし)	平日9:30~12:00 (午前枠)	1/2面	660円	1,320円
多目的室兼選手控室	アマチュアスポーツ (入場料なし)	全日	1/3室	110円	330円
更衣室3・更衣室4 (プロ選手控室)	プロスポーツ	全日	1室	1,320円	
諸室(審判控室、主催者室及び大会医務室)	アマチュアスポーツ (入場料なし)	全日	1室	110円	
スタジオ	利用種別問わず (営利目的外)	平日9:30~12:00 (午前枠)	1室	660円	
チケット売り場	アマチュアスポーツ (入場料なし)	全日	1室	330円	

コミュニティゾーン	利用者種別等	利用時間帯	利用面積	金額	全面利用時(参考)
大会議室	サークル等	全日	1室	660円	
小会議室	サークル等	全日	1室	330円	
調理室	合宿利用	全日	1室	無料	
	サークル等	全日	1室	990円	
多目的室	サークル等	全日	1/4室(24畳)	330円	1,320円
多目的室(宿泊)	学生	全日	1泊/1人	1,100円	
	学生以外	全日	1泊/1人	1,650円	
小宿泊室(宿泊)	不問	全日	1泊/1人	2,200円	

屋外ゾーン	利用者種別等	利用時間帯	利用面積	金額	全面利用時(参考)
屋根付グラウンド	アマチュアスポーツ (入場料なし)	平日9:00~12:00 (午前枠)	1/2面 (テニスコート1面)	660円	1,320円
多目的広場 臨時駐車場	不問(営利目的以外)	全日	1㎡あたり	0円	
	不問(営利目的)	全日	検討中	検討中	

(10) 個人が利用する場合の施設利用料金(案)について

	利用者種別等	利用時間帯	利用時間	金額
トレーニングルーム	不問	全日	2時間以内	440円
ボルダリングウォール	小学校児童生徒及び中学校生徒	全日	2時間以内	110円
	高校生以上			220円
ランニングコース	小学校児童生徒及び中学校生徒	全日	2時間以内	50円
	高校生以上			110円

	利用者種別等	利用の単位	金額
個人開放事業	小学校児童生徒及び中学校生徒	利用時間区分ごとに1人につき	50円
	高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生		110円
	一般		220円
シャワー室	不問	1人1回につき	110円

(11) 利用時間帯による施設利用料金設定(案)について

○夕方、夜間及び土日祝日は、利用者の増加に伴う人員の配置及び職員人件費を考慮して割増料金を設定します。

対象施設	
アリーナゾーン	メインアリーナ、サブアリーナ、剣道場・柔道場、スタジオ
屋外ゾーン	屋根付グラウンド

午後枠1	午後枠2	夜間枠
同額	午前枠の1.1倍	午後枠2の1.1倍

土曜、日曜、祝祭日の利用料金 (コミュニティゾーン・個人利用を除く)	平日の1.2倍
---------------------------------------	---------

(12) 利用者種別等による施設利用料金設定(案)について

対象施設	
アリーナゾーン	メインアリーナ、サブアリーナ、剣道場・柔道場、スタジオ 多目的室兼選手控室、諸室
屋外ゾーン	屋根付グラウンド、多目的広場



大会、集会、式典等で準備作業及び撤収作業のみに利用	0.5倍
プロスポーツ選手が練習会場として利用する場合	1.5倍
集会・式典・コンベンション等で利用する場合	1.5倍
興行目的での準備作業または撤収作業のみに利用	1.5倍
市民外、市民外団体が利用する場合	1.5倍
アマチュアスポーツで入場料を徴収する場合	2倍
見本市、商品展示会等で利用する場合	3倍
興行目的(プロスポーツ)で利用する場合	5倍
興行目的(プロスポーツ以外)で利用する場合	10倍

対象施設	
コミュニティゾーン	大会議室、小会議室、調理室、多目的室



営利を目的として利用する場合	5倍
----------------	----

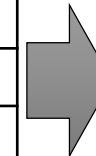
(13)設備等利用料金(案)について(現在想定されるもの)

①利用者が入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合

	利用単位	利用区分	利用料金
メインアリーナ照明料金(全面・全灯利用)	1式	1時間	880円
メインアリーナ冷暖房料金(全面利用)	1式	1時間	積算中
サブアリーナ照明料金(全灯利用)	1式	1時間	220円
サブアリーナ冷暖房料金	1式	1時間	積算中
コンセント	1口	1時間	積算中
メインアリーナ放送設備(ワイヤレスマイク2本含む。)	1式	1日	1,100円
サブアリーナ音響装置(ワイヤレスマイク2本含む。)	1式	1日	550円
剣道場・柔道場音響装置(ワイヤレスマイク2本含む。)	1式	1日	550円
会議室音響装置(ワイヤレスマイク2本含む。)	1式	1日	550円
ワイヤレスマイク(3本目から)	1本	1日	220円
椅子(61脚目から)	1脚	1日	30円
机(21脚目から)	1脚	1日	50円
演台	1台	1日	550円
花台	1台	1日	220円
花瓶	1台	1日	220円
国旗及び市旗	各1枚	1日	110円
表彰状盆	1個	1日	220円

②利用者が入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合

利用単位	利用区分	利用料金
1式	1時間	1,760円
1式	1時間	積算中
1式	1時間	440円
1式	1時間	積算中
1口	1時間	積算中
1式	1日	2,200円
1式	1日	1,100円
1式	1日	1,100円
1式	1日	1,100円
1本	1日	440円
1脚	1日	60円
1脚	1日	110円
1台	1日	1,100円
1台	1日	440円
1台	1日	440円
各1枚	1日	220円
1個	1日	440円



(14) 優先利用について

○施設の設置目的に合致し、**公益上特に必要と認められる場合は、団体利用の予約が始まる前に優先利用として申請を受け付けることができる**こととします。

優先利用の例

- ・市が行政目的のために使用する場合
- ・市以外の官公署が行政目的のために使用する場合
- ・市内の公共的団体が公益目的のために体育事業に利用する場合
- ・市の許可を得た興行等に使用する場合
- ・その他市長が特別に認める事業のために利用する場合

(15) 団体利用予約の優先順位について

○**施設予約の優先順位は下記の優先順位表のとおり**とし、優先順位1から4及び6については、市担当課と指定管理者が**受付終了翌月の第1週目に重複等を調整し決定**することとします。

○優先順位1から2は**メインアリーナ全面利用する場合に限る**こととします。

◎団体利用予約 優先順位表

優先順位		受付開始	受付方法
1	・大規模大会(国際・全国・東北大会規模) ・興行利用	使用開始日の前々年度～前年度9月30日	仮予約申請の提出(原則先着順)
2	・優先順位1の大会、興行及び公的機関主催の大会等	(一次募集)前年度10月1日～10月31日	仮予約申請書の提出(重複は調整)
3	・大会使用等(県大会以下もしくは一般行事) ・興行利用	上記の一次募集が終了後、重複等を調整して募集開始 (二次募集)11月10日～11月30日	仮予約申請書の提出(重複は調整)
4	・上記調整(二次募集)に漏れた大会及び興行利用	上記の二次募集が終了後、重複等を調整して募集開始 (三次募集)12月10日～12月28日	仮予約申請書の提出(重複は調整)
5	・指定管理者による自主事業		
6	・上記以外の大会および催し物及び興行利用	上記大会、興行および自主事業決定後受付 2月1日～2月28日	仮申請書の提出(原則先着順)
7	・インターネット予約(利用者登録済団体)	【抽選申込み】 抽選月(3月・6月・9月・12月)の7日まで (例:3月抽選は4月・5月・6月分一括抽選) 【抽選結果発表】 抽選月(3月・6月・9月・12月)の13日 【抽選後の予約】 受付開始月の13日～使用開始日1週間前まで	由利本荘市公共施設予約システムによる予約
8	・一般予約	使用開始日のインターネット予約抽選終了後～使用開始日の前日	申請書の提出(原則先着制)
9	・当日予約(当日申請)	当日午前9時より	申請書の提出(原則先着制)

(16) 施設利用申請書の提出期限について

予約時期等	利用申請書の提出期限
優先順位1から4及び6	利用日の5か月前の前日(ただし、利用日の5か月前から利用日当日の利用時間の開始前までに予約した場合は、速やかに提出すること。)
優先順位7又は8で、利用日の2か月前の前日以前	予約した日の翌日から起算して14日
優先順位7又は8で、利用日の2か月前から15日前まで	予約した日の翌日から起算して7日
優先順位7又は8で、利用日の14日前から4日前まで	予約した日の翌日から起算して3日
優先順位7又は8で、利用日の3日前及び2日前	予約した日の翌日
優先順位7から9で、利用日の前日及び当日	利用日当日の利用時間の開始前まで

(17) 利用料金の納付について

- 優先順位1から4及び6までについては、**利用日の5か月前の前日までに当該利用料金の1割を納付する**ものとします。ただし、利用の予約をした日が利用日の5か月前から定めた納付期限までに該当する場合は、速やかにこれを納付しなければならないものとします。
- 納付された額を除く当該利用料金の納付期限については、**指定管理者が別に定める**こととします。
- 優先順位7から9については、**下記の利用料金納期限表**のとおり納付しなければならないこととします。

◎利用料金納期限表

予約日の属する期間(優先順位7～9)	利用料金の納付期限
利用日の2か月前の前日以前	予約した日の翌日から起算して14日
利用日の2か月前から15日前まで	予約した日の翌日から起算して7日
利用日の14日前から4日前まで	予約した日の翌日から起算して3日
利用日の3日前及び2日前	予約した日の翌日
利用日の前日及び当日	利用日当日の利用時間の開始前まで

(18) 利用料金の返還について

- 既に納めた利用料金は、**返還しない事を原則とするが、市で定めるとき、又は指定管理者が特別の理由があると認めるときは、あらかじめ市の承認を得て、その利用料金の全部又は一部を返還することができる**こととします。
- 利用料金返還理由と返金割合案
 - ア 利用者の責めに帰さない事由により施設等の利用ができなくなったとき。
 - a 全利用時間利用できなかったとき **全額**
 - b 利用時間の3分の2までに相当する時間以内の利用になったとき **半額**
 - イ 次に掲げる期限までに利用者から施設の利用の取消しの申請があったとき。
 - a 利用日の5か月前の前日 **全額**
 - b 利用日の5か月前から3か月前の前日 **7割5分の額**
 - c 利用日の3か月前から1か月前の前日 **5割の額**
 - d 利用日の1か月前から2週間前の前日 **2割5分の額**
- 利用の変更承認をした場合において、変更後の利用料金の額が既納の利用料金の額未満であるときは、その**差額を返還**します。

(19) 施設利用料金減額、免除の考え方について

- 市の集会施設や体育施設などの「公の施設」は、利用する人の一定の負担の下、市民に平等・公平に提供されなければいけません。
- 本施設の利用料金は指定管理者の収入となるため、**利用金の減額、免除となる団体が多い場合、指定管理料に直結することや、市民への平等・公平の観点から総合防災公園施設利用料にかかる減免対象や減免割合を条例及び施行規則等で定めるものとします。**

★ (参考) 由利本荘市体育館条例より抜粋

(使用料の減免)

第10条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の額を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市が主催又は共催する事業に使用する場合
- (2) 市の後援を得て行う事業に使用する場合
- (3) 行政活動への協力目的等で使用する場合
- (4) **市長が特に必要があると認める団体等が使用する場合**
- (5) **前各号の場合のほか市長が特に必要があると認める場合**

(20) 施設利用料免除・減額取扱(案)について

- ① 施設利用料の免除・減額の適用区分は、次に掲げるとおりとします。
 - ・市が主催又は共催する事業に使用する場合 **免除**
 - ・市の後援を得て行う事業に使用する場合 **5割減額**
 - ・行政活動への協力目的等で使用する場合 **免除**
 - ・市長が特に必要があると認める団体等が使用する場合 **免除又は5割減額**
 - ・そのほか市長が特に必要があると認めた場合 **免除又は5割減額**

- ② 団体等の使用が①(市の後援を得て行う事業に使用する場合を除く。)のいずれかに該当し、**利用料を免除することができる場合**は、次の表のとおりとします。

ただし、入場料等を徴収する場合又は宴席に利用する場合は、市が主催又は共催する事業に使用する場合を除いて、この限りではありません。

市が主催又は共催する団体(後援、協賛を除く)	市議会、付属機関、審議会、協議会等で、当該団体が行政施策・事務を執行するとき
行政活動への協力目的等で利用する団体	市などの行政機関の要請に基づく会議などで、当該団体が使用するとき
町内会等の団体	町内会等が本来の目的で使用するとき
行政活動を保管する目的で活動する団体	民生児童委員協議会、地区振興会等で、当該団体が本来の活動で使用するとき
市が特に認める福祉関係団体及び社会奉仕目的で活動する団体	福祉関係団体やボランティア活動団体で、当該団体が本来の目的で利用するとき
当該施設の管理運営委託団体	指定管理者が公共目的で利用するとき
保育園、幼稚園、小・中学校、特別支援学校等教育目的で活動する団体	正規の教育課程又はこれに準じた教育目的で、当該団体が利用するとき

- ③ 団体等の使用が①(市が主催又は共催する事業に使用する場合及び行政活動への協力目的等で使用する場合を除く。)のいずれかに該当し、**利用料を減額することができる場合**は、次の表のとおりとします。

ただし、入場料等を徴収する場合及び宴席に利用する場合はこの限りではありません。

市がその活動を後援する団体	由利本荘市共催等に関する取扱要綱により当該団体の後援を承認したとき
市が認める公共的団体	商工会等の公共的団体及び申請に基づき市が市民活動団体と認めた団体の活動で使用するとき
市が認める社会教育団体やまちづくり団体などの市民活動団体	由利本荘市公の施設使用料減額・免除団体登録要綱により市が市民活動団体と認めた団体の活動で、当該団体が本来の活動で使用するとき
市内の高等学校、大学等の団体	市内の高等学校、大学等の正規の教育課程又はこれに準じた教育目的で、当該団体が利用するとき
小・中学生で組織する団体	スポーツ少年団や中学校の部活動などで、当該団体が本来の目的で利用するとき

- ④ 減額後の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とします。

- ⑤ 利用料を減額・免除することができる団体であっても、**次のいずれかに該当する使用については、利用料の減額・免除は行わないもの**とします。

ただし、市又は市の関係機関に分類される団体については、この限りではありません。

- ・使用目的が専ら営利活動、政治活動、宗教活動である場合
- ・団体の活動目的に直接関連せず、私的な趣味活動等を目的とする場合
- ・附属の設備・備品等を使用する場合

事業計画の方針

本施設の事業は、貸館等による収益を上げる一方、地域スポーツの活性化や健康増進、大会、イベント等の誘致による地域間交流の拠点としての公益性の両立が重要であり、本施設が本市の賑わいの創出と地域振興の核となるよう事業を行うとともに、防災拠点としての機能維持に努めます。

スポーツ振興

(1) 地域スポーツ関連団体や指導者等の連携や支援

○生涯スポーツの推進に向け、地域のスポーツ団体や指導者等との連携や支援を積極的に展開し、地域団体活動の活性化に寄与します。

(2) 地域のスポーツ情報の受発信

○施設内に地域スポーツ情報等(大会・試合等の案内や結果、地域団体の取組などの紹介等)を収集し、幅広い利用者に向け発信します。

○スポーツや健康等に関する雑誌等を配置するなど、利用者がスポーツに興味・関心を示す情報を提供します。

(3) スポーツ行政等への協力業務

○施設の事前確保や運営調整、市民向け広報など、スポーツ行政に対して業務協力を行います。

(4) イベント・大会・合宿等の誘致

○本施設で実施が望まれるイベントや興行、広域的なアマチュアスポーツ大会、合宿は、市外、県外からも多くの人々が来場し、経済効果も高まり、賑わい創造や地域活性化につながることから、積極的に誘致活動を展開します。

◎由利本荘市の取り組み

由利本荘市スポーツ・ヘルスコミッションの設立(平成28年度中)

○由利本荘総合防災公園アリーナを「生涯スポーツの推進拠点」に位置づけ、官民一体となってスポーツイベント等を誘致し開催支援を行うことで、スポーツの振興やスポーツ観光による地域経済活性化を図ります。

由利本荘市スポーツ・ヘルスコミッションの役割

○誘致・招致活動

国際・全国・ブロック規模のスポーツイベント及び国内外で開催される大規模大会開催時の合宿誘致や、秋田プロバスケットボールクラブ(株)(ノーザンハピネッツ)及び県内各競技団体と連携を密にしながら推進します。

○受入支援活動

本市開催大会における競技会場、宿泊、輸送、交通手段など大会開催に関する様々な情報提供や支援活動を行い、実際に本市にお越しになる大会参加者に、満足いただける施策を提案します。

○観光連携活動

地域への経済波及効果を高めるために、地域観光関連団体との連携を強化し、大会参加者に本市を楽しんでいただくための情報提供や満足度向上に向けた取り組みを実施します。

由利本荘市スポーツ・ヘルスコミッションの役割

○広報活動

ホームページやFacebookなどの活用し、本市におけるスポーツの振興につながるようなイベント等の開催など、本市スポーツ・ヘルスコミッションの活動や市のスポーツ関連、防災公園としての機能について情報の発信を行います。

◎上記4つの活動を中心に、地域のスポーツマーケティングをワンストップで担う専門組織として活動します。

由利本荘市スポーツ・ヘルスコミッションの活動内容

★活動内容
<ul style="list-style-type: none">・スポーツ団体とのパイプづくり・誘致対象イベントの選定・誘致条件の把握・合宿、大会開催助成金及びイベント助成金等の財源確保及び受入支援
★短期的な取り組み
<ul style="list-style-type: none">・誘致イベントの戦略的方針の決定・誘致イベントのターゲットリスト整備・全国、東北及び県各種スポーツ団体へのアプローチ
★長期的な取り組み
<ul style="list-style-type: none">・全国大会、東北大会、全県大会の開催誘致・プロバスケット公式戦、プレシーズンマッチ等の開催誘致・スポーツ合宿の誘致・健康の駅ネットワークとの情報発信

健康増進

(1)健康増進活動

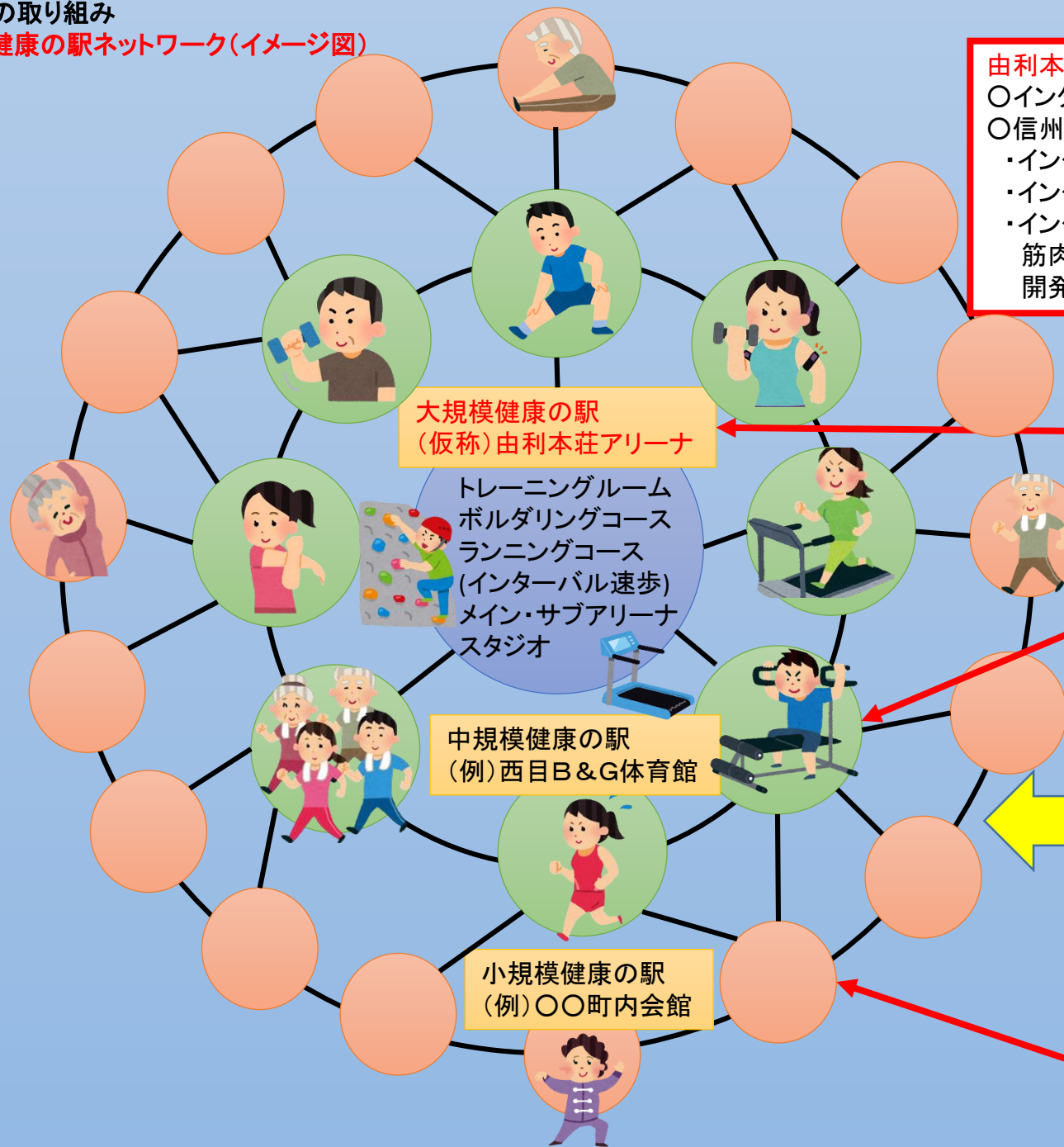
○本施設を「大規模健康の駅」と位置づけ、市民に対し、インターバル速歩を核とした健康増進プログラムを提供するほか、全ての市民の健康増進のため、医療および福祉関係機関と連携して、幅広く継続して取り組むことができる健康プログラムや運動教室の開催を提案します。

(2)健康増進プログラム事業例

インターバル速歩教室、高齢者向け健康教室、健康づくり講座、ヨガ教室、筋力トレーニング、ボルダリング教室 など

◎由利本荘市の取り組み

由利本荘市健康の駅ネットワーク(イメージ図)



由利本荘市の独自性

- インターバル速歩を核とする
- 信州大学との協定
 - ・インターバル速歩のデータ分析、エビデンス収集
 - ・インターバル速歩の糖尿病及び認知症への効果を共同研究
 - ・インターバル速歩と乳製品、地魚、畜産物、山菜等の組み合わせによる筋肉増強効果等を共同研究し、機能性のある商品開発、アスリート食の開発・商品化につなげる

大規模道の駅では、専門職員による指導や相談が受けられます。

中規模健康の駅では、半年毎の筋肉量測定や体力測定を実施します。



由利本荘医師会
・血圧測定・ヘルスチェックなど



小規模駅では、地域住民主体の随時の事業(宅配口座)をそれぞれの地域にあった形で展開します。

地域コミュニティ促進

子供からお年寄りまでの幅広い年齢層に親しまれ、地域コミュニティの促進と賑わい交流の場としての役割を果たすため、その環境づくりに努めます。

(1) 日常的に訪れたい環境づくり

- 多くの人がいつでも気軽に集い、散歩や憩いの場となるよう多目的広場の整備を日常的に行います。
- 町内会が本来の活動のために利用する場合は、施設利用料金を免除し、集会やスポーツ大会、講演会等の町内会活動を支援します。
- 地域コミュニティの活動内容を積極的に広報・情報発信するなどにより、各団体の活動に対する意識を高め、新たな活動への動機の創出、活動の拡大化・充実化の誘発などを促進し、地域コミュニティの活性化につなげます。
- プレイルーム(子育て支援スペース)に遊具を設置して、子育て世代の交流の場を提供します。

防災拠点の機能維持

本施設及び敷地内は、自然災害等の緊急時の広域防災拠点として、火災や津波などの二次災害から市民の生命と財産を守る「約2万人の一次避難所」及び「約3千人の避難所」としての役割を果たすこととなります。

そのため、万が一自然災害等の緊急事態が発生した場合に備え、人命救護を最優先して予め定められた初動対応を行えるよう、マニュアルを文書化するなど、日常から災害等の発生に備えて取り組むとともに、災害備蓄品の管理を行うなど防災拠点としての機能維持に努めます。

(1) 予防措置の実施

- 業務従事者に対し、防災・防犯並びに緊急発生時における指導・訓練を定期的に行います。特に、二次災害等の防止の視点からも、危険物や火気の手配の注意や非常警報器具等の保守点検を行うなど、事前に対策を講じます。
- 自動体外式除細動器(以下「AED」)の取扱方法を業務従事者に習得させるとともに、最低常時1名以上は、普通救命講習の修了者等を配置します。

(2) 災害備蓄品の管理

- 大規模な災害が発生した際の避難生活に必要な災害備蓄品の管理を市と共同で行います。

自主事業について

(1) 自主事業の考え方

- 指定管理者は、施設の設置目的の範囲内で、市民サービスの向上に資する事業を指定管理者の創意工夫により、自主事業として実施することができます。
- 自主事業は、利用者から料金を徴収し、自らの収入とすることができますが、実施にあたっては、予め実施内容や料金、場所、実施体制等を市に提案し、承認を受けるものとします。
- 自主事業は、基本的に施設利用者の妨げにならない範囲で実施することとし、多くの施設利用者が見込まれる時間帯や場所で独占的に利用して実施することはできません。

(2) 具体的な自主事業案

アリーナゾーン、屋外ゾーンを活用した教室・プログラム

アリーナゾーンのメインアリーナ及びサブアリーナ、剣道場、トレーニングルーム、ボルダリングウォール、スタジオ1及び2、ランニングコース、屋外ゾーンの屋根付きグラウンドや空きスペースを活用して、スポーツ競技に関する教室事業や健康増進等に関するフィットネス事業を実施します。

◎近年人気のある主なプログラム例

高齢者向け	ストレッチ、太極拳、フラダンスなど
一般・社会人向け	エアロビクス、ヨガ、ダンス、バレエなどのフィットネス&ダンス フットサル、バスケットボール、卓球、バドミントンなどのスポーツ教室並びにトーナメント・リーグ戦などの大会事業
子供向け	ダンス系、バレエ系、空手などの武道系、フットサルなどの球技系
親子向け	親子ビクス、親子ダンスなど

コミュニティゾーンを活用した教室・プログラム

コミュニティゾーンの会議室や多目的室、調理室などを活用して、文化事業やカルチャー教室などの事業を実施します。

興行等の主催事業

興行などのイベントを指定管理者自らが主催者等となる場合は、興行によるチケット収入などの収入を自主事業として得ることができます。

物販販売等に係る事業

利用者への利便性向上として、スポーツ物品や軽食等の販売や自動販売機など設置することができることとします。

カフェの運営

アリーナゾーンの2階の設置した「鳥海ラウンジ」にて、カフェショップを自主事業として運営することができます。軽食などを提供することも可能です。

開館準備について

開館準備に関する業務内容

本施設は、平成30年10月〇〇日の開館を予定しており、施設の開業準備業務については、指定管理者の業務とし、指定管理期間中の業務に支障がないように準備をするものとします。

また、市は開館日の3か月前までに施設内に「開業準備室」を設置することとし、新たな指定管理者は、この場所を利用して準備業務を行うこととします。

なお、開館準備に関する主な業務は以下のとおりとします。

(1) 運営・維持管理体制の確立及び業務従事者等の研修

○開館日に円滑な運営・維持管理業務を実施するために、業務実施体制図並びに従事者の研修計画を運営開始3か月前までに市に提出することとします。

(2) 年度事業計画書の策定

○初年度の事業計画書を運営開始3か月前までに市に提出し、承認を得た上で、実施に向けた準備を行うこととします。

(3) 利用申込受付

○指定管理者が行う利用申込受付は準備が整い次第速やかに実施することとし、それ以前は市で行います。

開館記念事業

(1) 開館式典の実施

○市民や市関係者等を対象とした開館式典(テープカットやくすだま割り等を含む)を企画し実施します。

○具体的な内容は、指定管理者の提案事項としますが、2ヵ月前までに企画案を市に提出し、市の承認を得た上で実施することとします。

(2) 開館記念イベントの実施

○本施設の開館を記念し、市民が広く参加することができる開館記念イベントを実施します。

○具体的な内容は、市と指定管理者が合同で実施することとします。

◎開館記念イベント例

函館アリーナ	GLAYコンサート
大田区総合体育館	古賀稔彦柔道教室・バスケットボール男子日本代表戦(日本代表チーム vs チャイニーズ・タイペイ代表チーム)
新松江市総合体育館	Vプレミアリーグ女子招待試合(東レアローズvs岡山シーガルズ) Vプレミア女子選手によるバレーボールクリニック
キッコーマンアリーナ(流山市総合体育館)	ハンドボール教室・NBL日本バスケットボールリーグ公式戦(サンロッカーズvs熊本ヴォルターズ)
このはなアリーナ(草薙総合体育館)	大相撲富士山静岡場所